

《論 文》

20世紀初頭のイギリスにおける入国管理制度の特質と歴史的意義  
— 1905年外国人法を中心として —

Characteristic and significance of the immigration control system in early 20th century Britain:  
enactment and enforcement of Aliens Act 1905

齋 藤 翔太郎

要 旨

イギリスの移民政策の歴史において、1905年外国人法は、入国管理の政策基調が「開放」から「規制」へと一転し、現在の入国管理制度の原型が成立した画期として位置づけられている。ところが、その一方で、実際の効果については消極的にしか評価されてこなかった。本稿では、1905年外国人法に基づいて実施された外国人の入国管理制度の特質と、その歴史的意義について、同法をめぐる様々な対立・欠陥・相違に注目しながら考察する。本稿は次の点を指摘する。第1に1905年外国人法には、入国管理政策として移民規制と難民庇護という対立的な要素が併せて制度化され、さらに政治的・宗教的難民については「推定無罪」の原則が指示されていた。第2に実際に入国管理の対象となる外国人旅客は限定されるとともに、入国規制の対象となる基準が不明瞭であるという欠陥が存在していた。第3に施行者であった自由党の内務大臣は、戦時の入国管理には積極的であった一方で、平時の入国管理には消極的であった。また「外国人問題」の発生に対しては移民規制よりも社会改良を主張していた。

キーワード：入国管理政策，移民政策，外国人，移民，難民，自由主義

はじめに

20世紀初頭、法学者のA・V・ダイシーは著書のなかで、「立法的世論」が19世紀後半に「個人主義 (Individualism)」から「団体主義 (Collectivism)」へと交代し、20世紀になってその傾向がますます強まっているとして、「団体主義」の立法のひとつに1905年外国人法 (Aliens Act 1905; 5 Edw. VII., c. 13) を例示した<sup>1</sup>。「それは新しい精神の現れである。それはこれまで規制されてこなかったイギリスへの外国人の流入について何らかの規制が設けられるべきであるという確信が広まった結果であり、この確信自体は環境の変化と新しい心情の産物である」と論評した。そして、1905年外国人法は「第1にイギリスの伝統的な政策に革命を起こす……第2に

イギリス産業界の保護主義運動の一部である……第3に世論の驚くべき変化を露呈し、刺激する」ものだと分析したのである (Dicey (1906), pp. 140-141)<sup>2</sup>。

イギリス移民政策史上、1905年外国人法の制定は、入国管理の政策基調が「開放」から「規制」へと一転し、現在まで続く入国管理制度の原型が成立した画期と位置づけられる。これまで1905年外国人法については、イギリス移民政策史についての研究<sup>3</sup>で、ベヴァンやダメット & ニコールのように、立法の画期性が積極的に評価される一方、施行の実効性は消極的に評価されてきた (Bevan (1986), pp. 68-72; Dummet & Nicol (1990), pp. 100-104)。その原因については、1905年外国人法の立法と施行を概観したヴィンセンツィやロシュが条文規定の欠陥を、行政史の観点から1905年外国人法の施行を扱ったペリュウが施行体制の困難を、1905年外国人法の立法過程を政治史的・社会史的に扱ったギャラッドやゲイナーが施行主体の政治的な作為を指摘してきた (Vincenzi (1985), pp. 277-282; Roche (1969), pp. 65-78; Pellew (1989), pp. 380-382; Garrard (1971), pp. 132-133; Gainer (1972), pp. 199-207)。また、レイは特に1905年外国人法の様々な条文規定に見られる矛盾や非一貫性を指摘している (Wray (2006), pp. 313-320)。

本稿の基本的な問題関心は、1905年外国人法の施行過程を分析することを通じて、19世紀末から20世紀初頭にかけての政策史上の転換点のなかで<sup>4</sup>、外国人の入国管理がどのような政策的な特質を帯び、また歴史的な意義を有していたのかを明らかにすることである。本稿では、1905年外国人法について、①同時代の時点から消極的に評価されていたことに注目し、②その立法過程と施行過程における様々な対立・欠陥・相違を意識しながら、③19世紀末から20世紀初頭の経済政策や社会政策の変化の歴史的な脈に位置付けて検討する。

以下、第1節では、1905年外国人法がどのような意図で成立し、いかなる特徴を有していたのかを検討する。次に第2節では、1905年外国人法の下で実際にどのように外国人の入国管理が実施され、外国人旅客数はどのような傾向にあったのかを検討する。そして、第3節では1905年外国人法に関わった主体がどのように評価し、特に自由党の内務大臣がどのように対応していたのかを検討する。

## 1. 入国管理制度の構築

### 1.1 外国人移民の流入と「外国人問題」の発生

1905年外国人法の立法がどのような画期性を有していたのかを検討するのに先立ち、同法がどのような意図で制定されたのかを理解するために、その立法過程を確認する。1905年外国人法の立法の前提にあったのは、19世紀末から20世紀初頭にかけての東欧からの外国人移民の流入であり、それによって引き起こされた「外国人問題」の発生であった (齋藤 (2013), p. 91)。

1880年代から、イギリスにはロシアやポーランドの貧困と迫害を逃れた外国人移民がイギリス国内に大量に流入した。彼らの多くはユダヤ人 (アシュケナージ) であり、1891年から1905年までの出入国統計によると、15年間に71万7千人の外国人が上陸し、そのうちロシアとポーランドからは29万8千人 (41%)、ドイツからは9万4千人 (13.2%) が来港していた。そ

して、彼らは上陸すると知人や親戚の伝手を頼ってロンドンのなかでも社会問題の巢窟であるイースト・エンド、特にステプニ区に群集した。その結果、ロンドンの中心部に、イギリス人とは言葉も見た目も異様な「外国人街」が出現したのである。1901年のセンサスによると、イースト・エンドには、ロンドンの外国人13万5千人のうち6万3千人（47%）が居住しており、そのなかでも東欧系の外国人は5万3千人のうち4万6千人（87%）が居住していた（齋藤（2013），pp. 93-94）。流入した当初は同情的であった国内世論だが、日に日に拡大していく「外国人街」を目の当たりにして次第に外国人恐怖症が高まっていった。

当時、世論が大きく揺れたのは、外国人移民が「庇護」すべき「難民」であるとともに、「規制」すべき「貧民」でもあったためである。実際、東欧から流入した外国人移民の多くは、上陸の時点で不衛生、不健康、貧困、危険な状態にある「貧民」であった。その増加と群集に対して国内の世論は「寛容」から「排除」へと一転して排外的世論が高揚し、移民規制運動が展開された。その喧騒は議会にも届き、1887年に出移民および入移民（外国人）調査特別委員会、そして1902年に外国人移民調査王立委員会という調査委員会が設置され、各々外国人移民の流入と「外国人問題」の発生について調査し、政府に対して報告と勧告を行なった。特に後者の王立委員会は移民規制の立法化を勧告し、それが1905年外国人法の原案となった。

王立委員会の報告書の内容に基づいて「外国人問題」の発生の内容を整理すると、大きく4つに分類することができ、外国人移民の流入によって、労働、住宅、貧困、治安の問題が起こっていると報告された。第1に労働問題とは、国内労働者と外国人労働者の競争による賃金率の低下と失業率の上昇であり、苦汗労働制度に基づく苦汗産業の拡大であった。仕立業や製靴業に代表される苦汗産業では、低賃金・長時間・不衛生という劣悪な労働が行なわれており、問題視されていた。第2に住宅問題とは、住宅不足の発生と住宅賃料の高騰であり、「過密人口（overcrowding）」の拡大であった。「過密人口」として、ひと部屋に多数で居住することにより、衛生環境が悪化することも指摘された。第3に貧困問題とは、救貧法に基づく院外救済の増加と地方税負担の上昇であり、「困窮（pauperism）」の拡大であった。第4に治安問題とは、無政府主義者やテロリストの流入と外国人犯罪の増加であり、国内治安の悪化であった。ところが、王立委員会の調査では外国人移民が流入していることと「外国人問題」が発生していることの因果関係を厳密には示すことはできなかった（齋藤（2013），pp. 97-102）。特に労働問題については、実際には外国人移民の流入が増加する1890年代以降、賃金率は緩やかに上昇しており、失業率は悪化していなかった。つまり外国人移民の流入は、当時顕在化していた社会問題の追加的な要因に過ぎず、「外国人問題」の発生は、世紀転換期に顕在化した、既存の社会問題の一部であったのである。

しかしそれにも関わらず、移民規制運動は、外国人移民を標的とすることで選挙の政治的キャンペーンに利用されつつ、展開された。注目すべきなのは、世紀転換期のイギリスにおいて展開された二つの政策転換運動、すなわち移民規制運動と保護貿易運動（公正貿易運動、関税改革運動）には表現や主体の同型性だけでなく、論理の同型性も存在していたということである。表現の同型性としては、移民規制運動が外国人移民の流入を「外国人の侵入」と呼ん



だのに対して、保護貿易運動では外国製品の流入を「ドイツの侵入」や「アメリカの侵入」と呼んでおり、ともに「外国」の「侵入 (invasion)」という表現が使用されていた。主体の同型性としては、H・ヴィンセントやJ・チェンバレンなど移民規制論者と保護貿易論者は重複しており、対してT・トレヴェリヤン、C・デイルク、W・チャーチルなど移民容認論者と自由貿易論者も重複していた。特にチャーチルは、後述するように、後に内務大臣に就任することになるが、当時は移民規制への強硬な批判者であった。そして論理の同型性としては、移民規制運動では諸外国の移民規制に対してイギリスの一方的な入国開放の条件によって安価な外国人労働者が流入し、保護貿易運動では諸外国の保護貿易に対してイギリスが一方的な自由貿易の条件にあることで安価な外国製品が流入しており、イギリスが「不公正な競争」に直面していると大衆に向かって訴えられた。さらに国内では一定の生活水準を有さずどのような労働条件でも受容する外国人労働者との競争は国内労働者にとって「不公正」だと認識されていた。それらの重層的な「外国」に対する「不公正な競争」という認識が外国人移民を標的とすることで意図的に合成され、労働者の貧困化を防ぎ、失業を減らすという意図を以て結びついていたのである（齋藤（2013），pp.105-108）。ダイシーが憂慮していたのは、まさにこの点であり、1905年外国人法の立法過程において、ナショナリズムの論理を以て外国人移民の「排除」が肯定され、伝統的な自由主義の理念が喪失されようとしていた点であった。

王立委員会の報告書では移民規制の立法、それを所管する部局の新設、その他に居住禁止地区の設定が勧告され、それらを条文化して1904年外国人法案は策案されたが、様々な批判を受けて最終的に廃案となった。翌年4月に、1904年外国人法案の条文が修正され、1905年外国人法案は再び提出され、5月に第二読会を、7月に第三読会を通過し、8月に国王裁可を得て1905年外国人法として成立した（齋藤（2013），pp.104-105）。

## 1.2 1905年外国人法以前の入国管理

1905年外国人法が制定される直近の外国人の入国管理は、1836年外国人登録法（Aliens Registration Act 1836; 6 & 7 Will. IV., c. 11）に基づいて実施されていた<sup>5</sup>。1836年外国人登録法では、外国人旅客本人と彼らを乗せている船舶の船長に申告の義務が課され、外国人の入国登録が実施されていた。第2条では、イギリスに來航するすべての船舶の船長は、乗船している外国人旅客の人数、氏名、船室の等級、職業、旅券の記載事項について、到着した港の主任関税官に対して書面で申告しなければならないと定められていた（Report of Royal Commission on Alien Immigration（以下 Royal Commission）, Vol. I, Cd. 1741, 1903, c. 41; Aliens Act 1836, s. 2）。また、第3条では、外国からイギリスへと入国するすべての外国人について、到着後すぐに上陸港での衛生検査を受け、主任関税官に対して所持している旅券を提示し、文書あるいは口頭で、上陸の日程、場所、名前、国籍、臣民、乗船した港を申告しなければならないと定められていた（Royal Commission, I, c. 42; Aliens Act 1836, s. 3）。

ところが、1836年外国人登録法に基づく外国人の入国登録は、次第に厳格に実施されなくなり、1890年までに実質的に機能しなくなっていた。そこで、1889年の特別委員会の勧告によっ

て外国人の入国数を正確に把握するために第2条の旅客名簿の作成だけは再開されるようになった (Royal Commission, I, cc. 43-44). しかし、旅客名簿は関税官によって内務省と商務院へ提出されたものだが、元はイギリスの港と大陸の港の間の旅客名簿は鉄道会社や船会社によって自発的に作成されたものであり、すべての外国人入国者が完全に把握されていたわけではなかった (Royal Commission, I, c. 45). また、それ以外に、外国人旅客についての報告義務は、1894年商船法 (Merchant Shipping Act 1894; 57 & 58 Vict., c. 60) の第336条でも規定されていたが、商務院の作成していた統計も商務院の指示通りに作成されているとは限らなかったのである (Royal Commission, I, c. 47).

### 1.3 「好ましからぬ移民」と難民に関する規定

このように1836年外国人登録法の下で形骸化していた入国管理に対して、1905年外国人法が画期的であった第1の点は、入国管理として入国登録だけではなく入国規制も実施されるようになり、平時における入国規制と国外退去が制度化されたことである。1905年外国人法の第1条では、「入国管理官の許可なしにはどの港からも上陸してはならない」ことが定められ、さらに入国規制の対象になる「好ましからぬ移民 (undesirable immigrant)」の条件として、次の4点が定められた (Aliens Act 1905, s. 1).

- (a) 自身とその扶養者を相当に扶養する手段を獲得する財産ないし地位を提示できない者
- (b) 精神異常者、精神薄弱者、公的負担・公的損失となり得る者
- (c) 外国で犯罪者の引渡しに該当する政治的性格ではない犯罪について有罪判決を受けている者
- (d) 1905年外国人法に基づき国外退去が発令されている者

また第3条では、国外退去の対象になる「好ましからぬ外国人 (undesirable alien)」として、次のように定められた (Aliens Act 1905, s. 3-(1)).

- (a) 裁判所によって有罪判決を受けた者、裁判所によって国外退去を勧告された者
- (b) 略式裁判において、
  - (i) 救貧法による救済を受けたこと、生活手段を持たずに放浪したこと、過密人口による不衛生な生活が発見されたことが認証された者
  - (ii) 有罪判決を受けたことが認証された者

このように入国規制と国外退去という「規制」すべき対象として定められた「好ましからぬ移民」と「好ましからぬ外国人」の基準は、立法の前提であった「外国人問題」の発生の内容、つまり外国人の貧民や犯罪者の入国や居住を規制することを意図したものであった<sup>6</sup>。この点は、ダイシーの枠組みと表現を借りれば、20世紀になって出現しつつあった「国民的利益」

に基づいて国家介入を肯定する「団体主義」に基づく「規制」が制度化されていたと言えるだろう。後述するように、1905年外国人法の条文で定められた「好ましからぬ移民」の基準が曖昧であったため、入国管理官自身の経験と判断が重要であった。

さらに、1905年外国人法は「規制」の側面ばかりが強調されるが、同法にはそれと対立する「庇護」の要素も内包されていたことが注目される。1905年外国人法の条文では「好ましからぬ移民」の例外規定として政治的・宗教的難民には「庇護権」が認められ、次のように定められていたのである (Aliens Act 1905, s. 1-(3))<sup>7</sup>。

その移民が宗教的あるいは政治的根拠に基づく刑事訴追あるいは処罰、あるいは宗教的信仰に基づく投獄の恐怖あるいは拷問の恐怖を含む迫害を逃避するためにイギリスへの入国を求めていることを証明するならば、生活手段を求め、あるいは公的負担となる恐れがあっても、上陸許可は拒否されてはならない。

さらに、施行の詳細は後述するが、入国審査において上陸許可の決定が保留されたとしても、「異議申立を行なう権利」が定められており、その申立が承認されれば上陸許可を得ることができた (Aliens Act 1905, s. 1-(2))。このように政治的・宗教的難民についての基準は、再びダイシーの考えた枠組みと表現を借りれば、19世紀に存在していた「個人主義」に基づく「庇護」の理念が制度化されていたと言えるだろう<sup>8</sup>。

以上のように、19世紀から20世紀へと移り変わる世紀転換期において制定された1905年外国人法の立法には、19世紀の「個人主義」から20世紀の「団体主義」へと移行する過渡期において、国家介入を是とする「団体主義」に基づく「規制」と個人的自由を是とする「個人主義」に基づく「庇護」という対立する性格を併せて帯びていたのである。

#### 1.4 内務省の入国管理制度

立法の画期性の第2の点は、内務省による一元的な入国管理制度が成立したことである。1905年外国人法以前の入国管理は、内務省の職員だけではなく、商務省の関税局の関税官によって実施されていたが、1905年外国人法を以て内務省が一元的に所管し、その実務は内務官僚が担当するようになった<sup>9</sup>。内務省の管轄の下で、イギリス国内の13港に入国管理局 (Immigration Board) が設置され、それらは入国管理港 (Immigration Port) と呼ばれた<sup>10</sup>。そして入国管理局は、入国審査の現場で実務を担当する3名の入国管理官 (Immigration Officer) と数名の衛生官 (Medical Inspector) と事務官から構成された (Arrangements for carrying out provisions, 1905-1914, HO45/10515/135080)<sup>11</sup>。入国管理局では入国管理官を中心に船上あるいはその他の場所で入国審査・衛生検査が行なわれ、「好ましからぬ移民」であるか否かの判断と上陸許可の決定・拒否、さらに異議申立の聴聞とその承認・却下が審理されて、外国人旅客の上陸許可が決定・拒否された。外国人旅客のうち、三等船室に乗船する「移民 (immigrant)」<sup>12</sup> は入国管理の対象となり、入国管理局・入国管理官による上陸許可の決定なしにイギリスに



上陸することは禁止されたのである (Aliens Act 1905, s. 1-(1)).

そして所管官庁の最高責任者である内務大臣には外国人の入国管理について強力な権限が与えられた。それは、①1905年外国人法の施行に関する命令・準則・指導・取り決めの策定を行なう権限 (Aliens Act 1905, s. 2-(2)), ②外国人旅客、船、航路の衛生検査の免除する権限 (Aliens Act 1905, ss. 1-(4), 5-(3)), ③入国管理官を含む職員を任命する権限 (Aliens Act 1905, s. 6-(1)), ④「好ましからぬ外国人」に対して国外退去命令 (Expulsion Order) の発する権限である (Aliens Act 1905, s. 3-(1)). また、1905年外国人法の条文で定められたのは外国人の入国管理制度の基本的な枠組みであり、実際の施行では内務省における命令・準則・指導・取り決めによって具体的に補足された (Regulations, &c., made by the Secretary of State for the Home Department with regard to the Administration of the Aliens Act, 1905 (以下 Regulations), Cd. 2879, 1906; Rules under the Aliens Act 1905, 1905, HO45/10522/139441). そのため、内務大臣の政策的あるいは政治的な意向が反映されやすい制度的な構造を有していたと言える。

その他に、外国人の入国管理の円滑な遂行、特に外国人旅客に関する正確な統計収集のために、外国人旅客には自身の身分を証明する責任が課されただけでなく、外国人旅客と彼らを送ってきた船会社・船長・船主・船代理人<sup>13</sup>にも入国管理局・入国管理官に提出する報告<sup>14</sup>を正確に作成し、提出する責任が課された (Aliens Act 1905, s. 5). 外国人旅客だけではなく、船会社・船長・船主・船代理人にも正しい申告を行なう責任が課された点は、1836年外国人登録法や1894年商船法と共通する点であったが、1905年外国人法では内務大臣に命令によって免除される場合もあった (Working of Aliens Act 1905, 1905-1906, HO45/10327/132181).

## 2. 入国管理制度の運用

### 2.1 保守党から自由党への政権交代

1905年外国人法を取り巻く環境は、1905年末のバルフォア首相辞任と1906年庶民院議員選挙による保守党から自由党への政権交代によって大きく変化することになった。1906年庶民院議員選挙による自由党の勝利は「自由党社会改良」の開始であるが、1905年外国人法についていえば立法者と施行者の交代であり、それまで移民規制に強硬に反対してきた自由党が1905年外国人法を施行する立場になったことを意味する。

まず、政府関係者の変化としては、内務大臣が保守党議員から自由党議員へ、具体的には保守党のA・エイカーズ＝ダグラスから自由党のH・グラッドストーン、W・チャーチルへと交代し、内務次官もK・ディグビーからM・チャルマー、E・トループに交代した。このような人的交代は重要であり、それに伴って1905年外国人法に関する準則と命令が追加・修正された。まず、衛生検査の対象になる「移民船 (immigrant ship)」の要件となる乗船者数に変更された。もともと条文では「移民船」について「移民」を20名以上乗せる船と規定されていたが、衛生検査の対象となる「移民船」が少なくなってしまうことから、保守党のエイカーズ＝ダグラスの下で実務上12名に変更されようとしていた。エイカーズ＝ダグラスは人数

要件を下げることで、衛生検査の対象とする「移民船」の範囲を拡大しようとしたのだが、自由党のグラッドストーンの下で再び20名に戻された (Regulations, p. 28; Memorandum on the administration of the Aliens Act, 1905, S. of S.'s directions etc. Definition of "immigrant ship", 1906-1907, HO45/10326/131787). これによって、衛生検査の対象となる船舶とそれらに乗船する外国人旅客が限定されることになった。1905年外国人法の条文に定められた通りであるとはいえ、まずこの変更が実質的には入国管理が緩和されたと認識されていた点である。

次の点として、入国管理局の異議申立の聴聞・審査に報道陣が同席することが許可され、それは毎週『ユダヤ人新聞 (*Jewish Chronicle*)』で報道された。これは、後述するように、入国管理官による入国審査がユダヤ人にとって不公平に行なわれているという意識から在英ユダヤ人団体が行なった請願を受けて実現したものである。内務大臣は、報道陣が同席し、その内容を新聞で報道することを認めたものの、それにより入国管理局で行なわれる手続きや入国管理官の判断の根拠についてあらぬ誤解を招くことを恐れており、報道陣が出席する場合には適切な用意が必要であるとも考えていた。必要な場合には、報道陣の出席を取り消すこともできた (Regulations, p. 17).

その他にも実務上で様々な変更が行なわれたが、最も重要なのは、1906年3月9日に内務大臣によって、入国審査において「好ましからぬ移民」であるか否かを判断する際、次のように「推定無罪 (benefit of the doubt)」の原則が指示されたことである (Regulations, p. 30).

現在不安定な情勢にある一部の大陸諸国から来港し、政治的ないし宗教的迫害を逃れてきたと申告する移民については、申告の真実性に疑いが残る場合であっても、あらゆる場合において推定無罪の原則が認められ、上陸許可は与えられる。

内務次官のチャルマーの書簡には、1905年外国人法の目的が、「好ましからぬ外国人の流入を規制する」ことであることを確認したうえで、「内務大臣の見解によると」、議会は必ずしも1905年外国人法が厳格に実施されることを意図していないとも述べられていた。それは「庇護権」についてである。政治的・宗教的難民として上陸許可を求める移民が存在する場合に、上陸許可の拒否が、「女性や子供に大きな個人的困難や苦痛を味わせる」場合や、「伝染性あるいは不快な病に罹っていない男性で、深刻な健康状態にあり、重大な困難にさらすことになる」場合、その者は政治的・宗教的難民とみなされ、上陸許可が与えられるべきだとされた。政治的・宗教的難民は、「(本国への) 帰国を強制された場合に深刻な危険性にさらされる」ので、「大陸 (ヨーロッパ) の特定の地域で起こっている、現下の混乱状態」に関しては、特に「推定無罪」の原則に則って判断するように依頼されていたのである (Regulations, pp. 29-30).

このように「好ましからぬ移民」であっても政治的・宗教的な理由に基づく迫害や抑圧を逃れるために入国を求める者については、生活手段を持っているか否か、公的負担となる恐れがあるか否かに関わらず、上陸許可は拒否されないという方針が内務大臣によって指示されたのである。この背景には、1905年以降、ロシアの政情不安が起きて、難民の流入が予測されて



いたことがあったと考えられる。このような「推定無罪」の原則の指示は、難民受け入れの積極的な姿勢と解釈することもできる。ただし、書簡では1905年外国人法の例外条項について、「その正当性を判断することは非常に困難」であると述べられており、実際、「推定無罪」の原則については後に移民規制論者から批判されることになる。

## 2.2 外国人旅客の入国審査と衛生検査

1905年外国人法における外国人の入国管理の基本原則は、第1条で規定されたように、「移民は入国管理官が駐在する港（入国管理港）を除き移民船から上陸してはならない」ということであった（Aliens Act 1905, s. 1-(1)）。入国管理の対象となる者は、上陸を希望する外国人旅客が一等船室旅客、二等船室旅客、三等船室旅客のいずれであるか、さらに「非移民船」あるいは「移民船」のどちらに乗っているのかによって対応が異なっていた。つまり、当時の入国管理は普遍的に実施されていたのではなく、「ある特定の階級」の外国人、つまり「移民船」の三等船室に乗船する「移民」であったのである。

「移民船」が入国管理港に入港すると、入国管理官と衛生官とその他の補助職員は、乗船して、あるいは港の収容施設において、入国審査と衛生検査を同時に行なった（Regulations, pp. 35-37）。入国管理官は船長から提出された名簿と報告に基づいて旅客を整列させ、一人一人名前を呼び上げ、審問を行ない、その際に乗換旅客（transmigrant）<sup>15</sup>は前払い式の直通乗船券を提示することが求められた。同時に別室で衛生官は衛生検査を行ない、その所見を入国管理官（入国管理局）に提出した（Working of Aliens Act 1905, 1905-1906, HO45/10327/132181）。上陸許可が与えられる場合には、その旨が口頭で「移民」および彼らを運んできた船長・船主・船代理人に通達された。上陸許可が保留される場合には、その旨が書面で「移民」および彼らを運んできた船長・船主・船代理人に通達された。

当時、外国人旅客が最も多く到着したのはロンドン港である。主任入国管理官には、「移民船」の到着予定を電報あるいは手紙によって事前に連絡されており、午前6時から午後8時の間に「移民船」がグレイヴゼンドに到着すると、ロンドン港には収容施設がなかったため、船上で、一人あるいは複数の入国管理官、補助職員、衛生官とともに、手続きを行なった。外国人旅客は、男性、女性、子供であれ、入国管理の負担を軽減するために甲板に整列させられた<sup>16</sup>。乗換旅客は彼らの前払い式の直通乗船券を提示することを求められ、彼らは名前が読み上げられると名簿から外されるという手順だった。「移民」はその際に二等船室か喫煙室で、入国管理官の尋問を一人ずつ受け、衛生検査は船室のひとつで別に実施された。入国審査と衛生検査が完了すると、上陸許可がそれぞれの「移民」に対して与えられた。そして、船は外国人旅客を下ろすドックや波止場へとテムズ川を遡上することができた。午後8時以降にグレイヴゼンドに到着する船は、通常は午前6時まで検査をそこで待たなければならなかった（Report of the Departmental Committee appointed to advise the Secretary of State as to the establishment of a receiving house for alien immigrants at the port of London（以下 Establishment）, Vol. I, Cd. 5575, 1911, p. 5）。

入国管理官による入国審査では、「5ポンド・テスト」と呼ばれる基準が適用された。「好ましからぬ移民」の「自身とその扶養者を相当に扶養する手段を獲得する地位を提示することができない」という条文の具体的な基準として、本人が5ポンド、その扶養者が一人あたり2ポンドを保有しており、その金が上陸許可を得る目的のためだけに用意された金ではないと推測されれば、その条件には該当しないことになる。あるいは、それができない場合は、入国管理官に対して十分な資産や、確実な雇用先や仕事を有していることを証明しなければならなかった。それが「公正な賃金」の仕事でない限り、その仕事の労働市場の状況やその「移民」本人のその仕事についての能力、また必要条件ではなかったが、特に英語の知識を考慮しながら判断された (Regulations, pp. 38-39)。

### 2.3 異議申立の権利

入国管理官によって「移民」の上陸許可が拒否された場合には、その「移民」は入国管理局に対して異議申立を行なうことができた (Regulations, p. 37)。予め入国管理官は入国審査の時点で「移民」に対して、あるいは船長・船主・船代理人を通して「異議申立の権利」が認められていることを伝えておかなければならなかった。そして入国管理官による入国審査の後、入国管理局によって上陸許可が保留されて「移民」本人・船長・船主・船代理人にそれが通達されると、入国審査と衛生検査が行なわれた場所を去る前に、通達から24時間以内に「移民」・船長・船主・代理人は入国管理局に対して異議申立を申請することができた。それを受けて、さらに24時間以内に入国管理局の事務官は異議申立の聴聞を行なうために入国管理局を招集し、必要であれば衛生官も同席の上で「移民」・船長・船主・代理人から聴聞を行なった。その場合、「移民」は異議申立のための暫定的下船として扱われ、船会社はその外国人旅客の身元を証明するとともに、乗船者数に応じて保証金を負担しなければならなかった (Regulations, p. 38)。入国管理官は異議申立を承認して上陸許可を与えるか、異議申立を却下して上陸許可を拒否するかを最終的に決定し、それは入国管理局の事務官によってただちに書面で通達された。「移民」は上陸許可が決定されると、正式にイギリスに上陸することができた。

ロンドン港では、入国審査後に上陸許可が保留されると、それについての通達が「移民」と船長に提供され、「移民」はその際に入国管理官の決定に対して異議申立を行なうことができることが案内された。異議申立を行なう場合には、船舶の名前と異議申立を行なう「移民」の人数について入国管理局に連絡された。必要に応じて入国管理官は、調査を行ない、ロンドン以外の住所に向かう予定の「移民」については、入国管理官は地元の警察と連絡を取り、彼らに調査を依頼した。上陸許可を保留された「移民」がその親戚や知人と連絡を取るのに十分な時間を取れるように考慮しながら、入国管理局が異議申立を聴聞する日時は定められた。異議申立を行なう「移民」は、船上では船長によって入国管理局へと連行された。異議申立の場では、入国管理官と、必要であれば衛生官、認められれば代理人、そして証人が出席して、「移民」は聴聞された。異議申立が承認されれば上陸できたが、最終的に上陸許可を拒否される場合には再び船へと戻され、次回の出航の際に乗船港に送還された (Establishment, I, p. 6)。

## 2.4 外国人旅客の入国統計

前述したように、1905年外国人法以前は、入国管理が形骸化し、外国人の入国者数が正確に把握されていなくなっていたため、1905年外国人法に基づいて実施された外国人の入国管理については、入国時の手続きの仕方や書式が整備されるとともに、毎年『年次報告書（Annual Report of H. M. Inspector under the Act）』が作成されるようになった。『年次報告書』は1906年から1913年までの期間に作成されており、第一次世界大戦の勃発に伴い、平時から戦時の入国管理制度へと切り替わったために、「全く異なる原則に基づき、施行上の共通点はなく、効果の継続性もない」として作成されなくなった（Ninth Annual Report, Cd. 7969, 1914-16, p. 231）。『年次報告書』の内容を整理すると、1905年外国人法の下で外国人の入国管理がどのように実施されていたのか、特にどのような欠陥が存在していたのかを知ることができる。そこで、以下では『年次報告書』の内容に基づいて外国人旅客の入国状況について検討していく<sup>17</sup>。

前述したように、そもそも1905年外国人法に基づく外国人の入国管理制度において、外国人旅客には基本的な区分が存在しており、すべての外国人旅客が入国管理の対象となるわけではなかった。外国人旅客は、利用する船室の等級に従って区分され、『年次報告書』上では、「一等船室旅客」、二等船室旅客のうち衛生検査を「免除された二等船室旅客」、「乗換旅客」、「その他の外国人旅客」に項目が分けられている。このうち、外国人の入国管理の対象となる者、つまり入国管理官による入国審査を受けなければならないのは、「その他の外国人旅客」に相当する。1906年から1913年までの短期間では、その増減傾向を読み取ることは難しいが、興味深い点としては、入国管理の対象となる者の割合が、ヨーロッパおよび地中海の港から上陸した外国人旅客と、それ以外の港から上陸した外国人旅客とでは異なるという点がある。第1表と第2表を比較するとわかるように、入国管理の対象となる者の割合は、ヨーロッパおよび地中海の港から上陸した外国人旅客では、11%から15%程度であったのに対し、それ以外の港から上陸した外国人旅客では51%から67%程度であったのである。当時、外国人の入国管理が特に必要とされていたのは、ヨーロッパからイギリスに流入する外国人移民であったことを考えると、ヨーロッパの港から上陸した外国人旅客のうち入国管理の対象となる者の割合が低かったことは、外国人の入国管理が十分に行なわれていなかった根拠と言えるだろう。

次に、衛生検査（検疫）の対象となる外国人旅客について確認する。1905年外国人法の下では、入国管理の対象者が限られていただけでなく、そのうえで衛生検査の対象となる者がさらに限られた。外国人旅客のうち衛生検査を受けなければならないのは、三等船室を利用しており、内務大臣の特別な免除を受けておらず、かつ「移民船」に乗っている者であった<sup>18</sup>。第3表を見ると、衛生検査の対象となる者の割合は、ヨーロッパおよび地中海の港から来た者については7%から10%程度であったのに対し、それ以外の港から来た者は多くても1%程度であった。衛生検査の対象となる者の割合は、入国審査の対象となる者の割合とは逆に、ヨーロッパおよび地中海の港から来たほうが高かったのである。

前述したように、外国人旅客は入国管理官による入国審査と衛生官による衛生検査を受けて上陸許可を保留されると、その判断について入国管理局に対して異議申立を行なうことができ



第1表 ヨーロッパおよび地中海の港から上陸した外国人旅客のうち入国管理の対象となる者

	一等船室旅客	免除された 二等船室旅客	乗換旅客	その他の 外国人旅客	計	すべての外国人 旅客のうち入国 管理の対象とな る者の割合
1906年	137,692	93,707	169,788	64,313	465,500	13.8%
1907年	149,334	97,213	172,438	61,758	480,743	12.8%
1908年	161,470	112,805	61,680	63,334	399,289	15.9%
1909年	153,420	96,864	118,221	54,043	422,548	12.8%
1910年	179,176	102,295	140,358	54,259	476,088	11.4%
1911年	191,013	106,941	89,202	56,375	443,531	12.7%
1912年	197,679	104,588	113,442	56,825	472,534	12.0%
1913年	217,447	111,153	153,634	64,220	546,454	11.8%

(出所) First Annual Report of H. M. Inspector under the Act (以下 Annual Report), Cd. 3473, 1907, pp. 14-15; Second Annual Report, Cd. 4102, 1908, pp. 17-18; Third Annual Report, Cd. 4683, 1909, pp. 19-20; Fourth Annual Report, Cd. 5261, 1910, pp. 19-20; Fifth Annual Report, Cd. 5789, 1911, pp. 49-50; Sixth Annual Report, Cd. 6169, 1912, pp. 43-44; Seventh Annual Report, Cd. 6841, 1913, pp. 42-43; Eighth Annual Report, Cd. 7345, 1914, pp. 38-39より作成.

(表注) 上表の「免除された二等船室旅客」とは、イギリスの港に來航した時点で入国審査を免除された者のことを意味する。実際に入国管理の対象となる者とは、すべての外国人旅客から一等船室旅客、免除された二等船室旅客、乗換旅客を除いた、その他の外国人旅客になる。

第2表 ヨーロッパおよび地中海の港以外の港から上陸した外国人旅客のうち入国管理の対象となる者

	一等船室旅客	免除された 二等船室旅客	乗換旅客	その他の 外国人旅客	計	すべての外国人 旅客のうち入国 管理の対象とな る者の割合
1906年	—	—	—	—	—	—
1907年	32,671	16,979	50	79,483	129,183	61.5%
1908年	31,351	23,182	254	116,092	170,879	67.9%
1909年	31,950	22,029	324	57,954	112,257	51.6%
1910年	36,041	25,812	545	72,242	134,640	53.7%
1911年	35,157	21,895	320	100,339	157,711	63.6%
1912年	34,048	20,226	382	86,859	141,515	61.4%
1913年	33,926	23,480	397	87,172	144,975	60.1%

(出所) Second Annual Report, p. 16; Third Annual Report, p. 18; Fourth Annual Report, p. 16; Fifth Annual Report, p. 46; Sixth Annual Report, p. 40; Seventh Annual Report, p. 40; Eighth Annual Report, p. 36より作成.

た。そして、入国管理局における再審の結果、異議申立が承認されると上陸許可を与えられ、却下されると上陸許可は拒否された。第4表を見ると、上陸許可を保留された者のうち異議申立を申請した者の割合も、異議申立を行なって承認された者の割合も年によって差があった。特に1905年外国人法が施行され始めた1906年は異議申立の申請率も承認率も高く、異議申立をすることによって最初の入国管理局の判断が覆される可能性が高かったが、翌年には低下している。もうひとつ重要なのは、衛生検査と入国審査を受けた者のうちどれくらいの割合が最終

第3表 外国人旅客のうち衛生検査の対象となる者

	ヨーロッパおよび地中海の港から			ヨーロッパおよび地中海の港以外の港から		
	外国人旅客	衛生検査の対象となる者	すべての外国人旅客のうち衛生検査の対象となる者の割合	外国人旅客	衛生検査の対象となる者	すべての外国人旅客のうち衛生検査の対象となる者の割合
1906年	465,500	44,283	9.5%	—	—	—
1907年	480,743	41,194	8.6%	129,183	275	0.2%
1908年	399,289	43,390	10.9%	170,879	620	0.4%
1909年	422,548	35,254	8.3%	112,257	1,261	1.1%
1910年	476,088	35,755	7.5%	134,640	931	0.7%
1911年	443,531	38,399	8.7%	157,711	954	0.6%
1912年	472,534	38,677	8.2%	141,515	944	0.7%
1913年	546,454	43,519	8.0%	144,975	2,632	1.8%

(出所) First Annual Report, p. 13; Second Annual Report, p. 14; Third Annual Report, p. 15; Fourth Annual Report, p. 13; Fifth Annual Report, p. 43; Sixth Annual Report, p. 37; Seventh Annual Report, p. 37; Eighth Annual Report, p. 34より作成。

(表注) 「衛生検査の対象となる者」とは、第1・2表の「その他の外国人旅客」のうち、「移民船」に乗る者である。

第4表 外国人旅客の上陸許可の拒否

	異議申立		上陸許可の拒否		衛生検査を受けた者のうち衛生上の理由で上陸許可を拒否された者の割合	入国審査を受けた者のうち上陸許可を拒否された者の割合
	申請率	承認率	生活手段を求めていると判断されるため	衛生上の問題があると判断されるため		
1906年	85.1%	55.5%	360	133	—	—
1907年	61.6%	28.8%	404	398	1.0%	0.6%
1908年	44.3%	34.9%	362	250	0.6%	0.3%
1909年	39.9%	18.8%	896	451	1.2%	1.2%
1910年	40.5%	33.3%	712	210	0.6%	0.7%
1911年	30.8%	32.1%	751	198	0.5%	0.6%
1912年	49.6%	35.0%	851	298	0.8%	0.8%
1913年	60.3%	45.7%	1072	248	0.5%	0.9%

(出所) First Annual Report, pp. 32-33; Second Annual Report, pp. 50-51; Third Annual Report, pp. 40-41; Fourth Annual Report, pp. 40-41; Fifth Annual Report, pp. 72-73; Sixth Annual Report, pp. 66-67; Seventh Annual Report, pp. 64-65; Eighth Annual Report, pp. 60-61より作成。

(表注) 上表の「申請率」とは入国審査において上陸許可を保留された者のうち異議申立を行なった者の割合である。「承認率」とは異議申立を行なった者のうち入国管理局での再審査によって上陸許可が与えられた者の割合である。上表の「上陸許可の拒否」は最終的に上陸許可を拒否された者である。これらは、ヨーロッパおよび地中海の港から来た者とそれ以外の港から来た者の両方を含む。なお、1906年については、ヨーロッパおよび地中海の港以外の港から来た外国人旅客の総数が不明であるため、ヨーロッパおよび地中海の港から来た者の総数だけで作成した。

的に上陸許可を拒否されていたのかという点である。これはいずれも低い数値であり、衛生検査を受けた者のうち衛生上の理由で上陸許可を拒否された者の割合も、入国審査を受けた者のうち上陸許可を拒否された者の割合も、最も多くて1%を超える程度に過ぎなかったのである。

最後に、「移民」、つまりイギリスでの居住を意図する外国人旅客について、国籍別の分布を見ておきたい。「外国人問題」の焦点とされていたのは東欧移民であり、1905年外国人法で移民規制の対象として想定されていたのも、ロシア、ポーランドからの外国人旅客であった。第5表を見ると、上陸許可を決定された者と拒否された者を比べて、ロシア、ポーランドは上陸許可の決定・拒否ともに比較的高い比率を占めていたことがわかる。ただし、1905年外国人法が施行され始めた直後は、ロシア、ポーランドの比率が高かったのに対し、1909年頃から低くなっている。

第5表 上陸許可の決定・拒否の国籍別比率

	上陸許可の決定						上陸許可の拒否					
	ロシア、 ポーランド	ドイツ	フランス	イタリア	その他	合計	ロシア、 ポーランド	ドイツ	フランス	イタリア	その他	合計
1906年	33.3%	8.3%	26.3%	13.9%	18.3%	100%	53.6%	3.5%	11.0%	12.9%	19.0%	100%
1907年	27.9%	8.9%	27.7%	14.2%	21.3%	100%	40.9%	4.1%	9.1%	12.2%	33.7%	100%
1908年	20.3%	11.0%	29.5%	15.7%	23.6%	100%	31.2%	4.2%	15.2%	17.8%	31.5%	100%
1909年	19.6%	11.5%	28.9%	15.5%	24.5%	100%	20.0%	4.1%	9.7%	19.9%	46.4%	100%
1910年	22.1%	10.9%	30.2%	13.6%	23.2%	100%	22.0%	7.8%	17.2%	20.6%	32.4%	100%
1911年	19.3%	11.1%	29.3%	15.6%	24.7%	100%	21.0%	8.0%	19.5%	17.1%	34.5%	100%
1912年	21.5%	11.1%	28.5%	14.6%	24.2%	100%	26.2%	7.2%	14.0%	10.1%	42.5%	100%
1913年	25.9%	10.9%	22.9%	12.8%	27.5%	100%	40.2%	9.0%	9.9%	9.6%	31.2%	100%

(出所) First Annual Report, pp. 24-25; Second Annual Report, pp. 45-46; Third Annual Report, pp. 35-36; Fourth Annual Report, p. 35-36; Fifth Annual Report, pp. 66-67; Sixth Annual Report, pp. 60-61; Seventh Annual Report, pp. 58-59; Eighth Annual Report, p. 59より作成。

(表注) 上表の値は、いずれもヨーロッパおよび地中海の港で乗船した者の割合である。

以上の表で確認したように、たしかに1905年外国人法の下で実際に入国審査と衛生検査の対象となった者は限られており、その点では制度的な欠陥を有していたと言えるだろう。さらにすべての外国人旅客の数からすれば、「上陸許可」を拒否された者はごく一部であり、1906年から1913年の間で上陸した外国人旅客の総数に大きな変化は看取されなかった。しかし、その一方で、東欧系の外国人旅客は減少する傾向にあった。このように『年次報告書』を見ると、1906年から1913年までの期間について一概に実効性を否定することは困難であることがわかる。それよりも、むしろ視点を転換して、そのように統計的变化を正確に分析できなかったにもかかわらず、1905年外国人法の立法と施行に関わった同時代の主体の言説が、その具体的な指摘は様々であるとはいえ、一様に消極的・批判的評価であったことこそ注目されるべきであろう。そして、それが現在の研究にまで引き継がれているのである。



### 3. 入国管理制度に対する関係者の反応

#### 3.1 移民規制論者からの批判

1905年外国人の立法過程において、移民規制運動を主導し、「1905年外国人法の父」とも呼ばれる庶民院議員W・エヴァンズ＝ゴードンは、自由党政権下での1905年外国人法の施行状況を強く批判した。また1905年外国人法の立法過程において受けた様々な攻撃に対して不満を持っていた。その不満は1905年外国人法の成立後の施行段階において彼が執筆したふたつの論文、「外国人法に対する攻撃」と「我々の門内にいる異邦人」で示されている。まず彼は1904・1905年外国人法案の審議における自由党、労働党、ユダヤ人からの批判に対して反論と批判を行なったのであり、第1に「外国人問題」の根拠がないとする批判に対する反論、第2に自由党の議会戦術によって1904年外国人法案から1905年外国人法案へと後退したことを批判した。また第3に自由党政権下での移民規制が緩和されて施行されていると批判し、特に「移民船」の規定が12名から20名に変更されたこと、内務大臣の命令によって衛生検査が免除されていること、「難民」の認定方法に対する批判を行なった (Evans-Gordon (1906), pp. 461-471; Evans-Gordon (1911), pp. 210-214)<sup>19</sup>。

そして効果的な施行のための方法的な改善の提案を行なった。その内容は、①外国人の三等船室旅客についても免除を設けず登録制度を導入すること、②「非移民船」の「移民」の乗船数の要件を5名にするように見直しを行なうこと、③国外退去が発令されている犯罪者の再上陸について罰則を強化すること、④身分証明書を強制すること、⑤当局の許可なく火器を所持することを禁止すること、⑥入国審査・衛生検査を「乗換旅客」についても実施すること、⑦「移民」については上陸前に医師によって衛生検査を実施すること、⑧船倉の「移民」についての管理を徹底することであった (Evans-Gordon (1911), pp. 215-216)。

このように移民規制論者であるエヴァンズ＝ゴードンの批判は、移民規制の必要性を改めて主張するとともに、自由党によって緩和された移民規制の再強化を要望するものであった。

#### 3.2 在英ユダヤ人による請願

移民規制論者とは異なる立場にある在英ユダヤ人たちも1905年外国人法の施行に対して、さらにその前提である「外国人問題」の発生に対する排外的世論の攻撃に対し、移民規制論者とは別の不満を持っていた。在英ユダヤ人たちが集合する在英ユダヤ人代表委員会は、同胞であるユダヤ人を救うため、政府に対してその不満について様々な請願を行なっていた。在英ユダヤ人から構成される在英ユダヤ人代表委員会からは、1905年外国人法案の審議段階だけではなく、その施行段階においても、たびたび内務大臣および首相に対して様々な請願が行なわれていた (Views of London Committee of Deputies of British Jews, 1906-1907, HO45/10347/143271)。

そもそも在英ユダヤ人団体は「外国人問題」の発生への根拠に対する批判を行なうとともに、1905年外国人法の実効性に対する批判も行なっていた。第1に流入した外国人移民は質素で

勤勉であり、「外国人問題」(ユダヤ人問題)には根拠がないことを指摘した。特に流入した外国人移民が治安を悪化させているというのは誤りであり、ユダヤ人には様々な自発的団体によって救済が行なわれていることを指摘した(Administration of the Aliens Act 1905, 1911-1913, HO45/24610)。第2に入国管理官の役割は、外国人移民の上陸を妨げるとともに、異議申立を聴聞するという矛盾した役割を担っており、外国人の入国管理制度は適切に機能しないと主張した。また、条文規定も不明瞭で、入国管理官が恣意的な判断を下す可能性があり、「庇護権」が十分に保護されているとはいえないとして、以下のような請願を行なった。

まず1905年外国人法の施行段階における問題点として、特にロンドン港について船上ではなく陸上で入国審査・衛生検査を行なうことのできる施設の建設を要望した。ロンドン港には「収容施設」が存在せず、入国審査が船上で行なわれるため、親戚や知人の適切な証言が得られないまま入国審査が行なわれ、外国人にとって不利になっていると訴えていた。

さらに異議申立を聴聞する権限を入国管理局から高等法院王座部へ移譲するとともに、入国管理局の人員構成の改善を要望した。ロンドン港では入国管理官26名のうちユダヤ人は6名だけであり、彼らは保守党政権の下で任命され、外国人移民の言語も含めて入国管理の規則や業務についてよく理解しておらず、さらに入国管理官のうちユダヤ人の比率が低いことを指摘し、入国管理局は単なる地方の人々の「雇用機関」になっていると批判した。

そして入国審査および異議申立の聴聞において、「移民」に対して法的な助言や弁護を行なう法律相談者・法律扶助者を承認するとともに、外国人旅客証明・証言を蒐集するための方法的改善を要望した。上陸する外国人移民は言語の不自由さもあって、「異議申立の権利」を承知しておらず、入国審査・異議申立の聴聞の場において証明を提示することができない。それどころか証言を得る際に、外国人移民の親戚や知人に証言の申し出を要請していないだけでなく、時間や場所の連絡すらしていないと批判していた。

このように在英ユダヤ人団体の請願は、そもそも「外国人問題」の発生の根拠を否定するとともに、実効性の低い1905年外国人法の下で、入国審査の公正性を担保し、「庇護権」を確実に保護することを要望するものであった。

### 3.3 内務官僚の主張

移民規制論者や在英ユダヤ人たちだけではなく、1905年外国人法の施行を実際に担当した内務官僚たちも不満を持っていた。それでは1905年外国人法が施行された1906年以後、1905年外国人法の施行に実際に携わった内務官僚たちはどのように実感していたのであろうか。内務次官のE・トループは、「1905年外国人法は強硬な反対にもかかわらず成立し、内務省はその不完全な条項を施行する負担を幾分いやいやながら引き受けることになった。この法律の政策の利点と欠点についていかなる見解があろうとも、行政上の視点からすれば、これまでで最悪の法律が成立したのである」と述べ、1905年外国人法に基づく外国人の入国管理制度に制度的な欠陥が存在することを認めていた(Troup (1926), p. 143)。トループは、特に入国管理の対象となる船舶や外国人旅客が制限されていること、そして入国管理官が上陸許可を保留すべきだ

と判断しても異議申立によって取り消されてしまっていることを問題視しており、実質的に「好ましからぬ者に大きく扉を開いている」と考えていた。

内務官僚の中でも特に上級管理官であったH・ポーターは1905年外国人法の施行体制について様々な意見を持っていた（Fifth Annual Report, pp. 33-39; Views on the working of the Alien's Act, 1905 by Mr. Haldane Porter, 1906, HO45/10335/138344）。彼は、まず実際には非合法的に入国管理官の目をごまかすように所持金や身分を偽証する外国人旅客が多かったことを指摘する。例えば、入国審査の基準である「5ポンド・テスト」については、入国審査時に複数の「移民」で5ポンドを繰り返し使用したり、多額を保有する者が少額しか保有しない者に融通し合ったりすることによって、入国審査を通過し、5ポンドは単なる「入国のための料金」になっていると指摘する。また、入国審査の直前に三等船室から一等船室に移動して、衛生検査を違法に免れたりしていることも報告されている。そして、入国管理を効果的に実施するために、ロンドン港に「収容施設」を設置することを検討していた。

また、前述の統計でも示したように、入国審査・衛生検査を合法的に免除される外国人の多さについても指摘する。そもそも衛生検査の対象は「移民船」に乗る外国人の三等船室旅客、すなわち「移民」に限定されており、既述のように、「非移民船」に乗っていて衛生検査を免れていた外国人旅客は少なからず存在していたのであり、加えて内務大臣の命令によって特定の外国人旅客、船、航路が衛生検査を免除されることもあった。

そして、そもそも1905年外国人法の条文において入国規制の対象となる「好ましからぬ移民」について、その当否を判断し、その根拠の真実性を確認することの困難性を指摘する。入国審査の時点で「貧民」、「感染者」、「犯罪者」を判別することは困難であり、入国管理官の「自由裁量」を認めるべきだと考えていた。「貧民」については、「5ポンド・テスト」について5ポンドという金額は扶養する適当な手段を表す基準でも「真実の財産」ではなく、アイスクリーム製造業、オルガン研磨業、製菓業、給仕などに就いているイタリア人少年や、家内使用人の北欧少女のように雇用証明が存在していない場合もあり、入国審査・異議申立の聴聞の場において、所持金、雇用証明、雇用・生活の見通しといった雇用・生活を証明する証拠の真実性が確認されていないと考えていたのである。「感染者」については、健康証明についてグリムズビー港では結膜炎、フォークストン港の黄癬が発見されていた。「犯罪者」については、犯罪歴について個人の犯罪歴に関する情報の蓄積がなく、入国審査・衛生検査の時点でその情報を利用できず、「犯罪記録」に記載されている写真、身体的特徴、その他の区別がつきそうな特徴からでは、犯罪者であるか否かについて個人を判別することが難しいと主張していたのである。

### 3.4 内務大臣の態度

こうした反応を受けて、1905年外国人法を所管する最高責任者である内務大臣、H・グラッドストーンやW・チャーチルは様々な「改良」を試みた。まず前述したように、在英ユダヤ人代表委員会の請願を受けて、入国管理・異議申立の聴聞への報道陣の出席を許可し、さらに



外国人の入国審査にあたり法的扶助者を承認した。また、入国審査・衛生検査を実施し、異議申立を聴聞するための場所、また外国人旅客が待機するための場所として、ロンドン港に「収容施設」を設置することを試み、チャーチルの指示で、ロンドン港の外国人移民のための収容施設の設置に関する部局委員会が設置された。部局委員会はロンドン港に収容施設を設置することを勧告したが、最終的には財源をどこから捻出するのかという点について意見がまとまらず、実際には設置には至らなかった。このような内務大臣の改良の取り組みは、そもそも条文や規定を改正するなど制度を抜本的に改革するものではなかった。

ところが、チャーチルは、1905年外国人法という平時における外国人の入国管理には消極的であった一方で、戦時における安全保障や治安維持としての入国管理には積極的であった。ロンドンのイースト・エンドでは1910年から1911年にかけて、ロシアからの亡命者による強盗・殺害事件が発生した。犯行集団の隠れ家がシドニー街にあることがわかると、彼らの鎮圧・捕縛のために、チャーチルは自ら警官隊の指揮を執った。そして、激しい銃撃戦を経験した結果、チャーチルは、社会主義を恐れるとともに、外国人犯罪者や無政府主義者を取り締まるためのより強力な法律の必要性を痛感することになった (Churchill (1969), pp. 407-411)。1911年2月に議会において1905年外国人法の改正、特に外国人の登録制度の強化について質問された際、「政府として、この件について検討中の法案があり、今会期中に提出する」と答弁した。答弁の通り1911年外国人(犯罪予防)法案 (Aliens (Prevention of Crime) Bill 1911) が提出され、条文では、「生活費を稼ぐために非合法の方法を採る外国人を逮捕する警察の権限」について、①外国人犯罪者に国外退去を命じることができるようになること、②不法移民の上陸に対して罰則を強化すること、③外国人については火器を携行する際に特別許可を義務付けることが明記されていた<sup>20</sup>。しかし、結局、この法案は十分な時間で審議されないまま、廃案となった (Landa (1911), p. 259)。

また、同時期にチャーチルは、自身の主催した帝国防衛委員会小委員会で、「戦時における外国人の取扱い」について検討し、「政府が戦時や国家的危機に置いて敵性外国人に規制を課すことを可能にする法律」の必要性を勧告し、1905年外国人法に代わる新たな立法と枢密院令の草案が作成された<sup>21</sup>。しかし、この草案に基づいた1905年外国人法の改正は行なわれず、1914年外国人規制法が制定されるまで外国人の入国管理に関する新たな法律も制定されなかった。このようにチャーチルは、安全保障や治安維持の方法として外国人犯罪者や敵性外国人を取り締まる入国管理には積極的であったが、平時において外国人の入国者を一律に規制することには消極的であった。外国人法案の審議から一貫していたように、外国人犯罪者のような「同化できない外国人」に対しては厳しい措置を採る必要があるが、「ただ貧しいだけ」の外国人を排除することには否定的だったのである (Churchill (1969), pp. 84-85, 411)。

そもそも1904年外国人法案の審議の時点で、チャーチルを筆頭に自由党議員たちが法案を厳しく批判する急先鋒であった。それは総選挙を控えた時期の政治的なポーズとも言えるだろうが、議論の内容を整理すると、保守党と自由党の間には、「外国人問題」の発生原因とそれへの対策法をめぐる基本的な認識と政策路線の相違が存在していたのである (Churchill (1969),

pp. 81-85; 齋藤 (2018), pp. 47-48). 法案審議時における彼らの批判の要点は、第1に1904年外国人法案では明記されていなかった「庇護権」の規定に対する批判であり、歴史的に様々な国や地域から難民や亡命者を制限なく受け入れてきた伝統を踏まえていた。第2に法案に含まれていた「居住禁止地区」の設定や「好ましからぬ移民」の基準の曖昧さといった、条文の欠陥に対する批判であった。そして、第3が、移民規制に代わり、既存の工場法や公衆衛生法を改良・強化するという提案であった(齋藤 (2013), pp. 104-105)。それらについては、実際に「自由党社会改良」において実現された。特に1909年賃金委員会法(Trade Boards Act 1909)では、苦汗産業と呼ばれたいくつもの業種について最低賃金が強制されるようになった。1909年賃金委員会法は、当時商務大臣であったチャーチルによって提出され、成立したものであり、あくまでも状況証拠に留まるものの、チャーチルが平時における外国人の入国管理に消極的であった背景のひとつとして、「外国人問題」について、移民規制よりも社会改良で対応することを考えていたのではないだろうか<sup>22</sup>。

## おわりに

最後に本稿の結論として次の点を指摘する。第1に「外国人問題」から1905年外国人法の条文まで、東欧移民を貧民とみなすのか難民とみなすのか、「好ましからぬ移民」を規制するのか政治的・宗教的難民を庇護するのかという対立が存在した。第2に1905年外国人法に基づく外国人の入国管理制度では、「好ましからぬ移民」という入国規制の条件規定の曖昧さや入国管理・衛生検査の対象者の狭さのように、制度的に様々な欠陥が存在した。第3に1906年庶民院議員選挙を経て政権交代が起こると、自由党政権の下で1905年外国人法は施行されるようになり、特に内務大臣のチャーチルは治安維持や安全保障を重視する一方で、平時における貧しい外国人の入国規制には消極的であるという政策路線の相違が存在した。また、そもそも1904・1905年外国人法案の審議過程においても「外国人問題」をめぐる認識と政策路線の相違が存在していたのである。

このような対立・欠陥・相違を踏まえると、1905年外国人法は、立法時には「旧自由主義者」のダイシーをひどく憂慮させたが、その後の実際の施行の過程で現れたように、「団体主義」の要素だけではなく「個人主義」の要素も残存していたと言える。また、20世紀初頭の様々な経済政策・社会政策については「団体主義」、つまり「国家介入」の立法と一概に見做すのではなく、様々な路線が存在していたことも注目される<sup>23</sup>。このように、19世紀から20世紀への世紀転換期は政策史上の転換期であったが、それはダイシーの描いた枠組みのように単線的なものではなかったと言える。20世紀初頭に国家介入が肯定され始めた時代になっても19世紀の個人的自由をなによりも重んじる自由主義の教義が残り続け、特に外国人の入国管理において両者が緊張関係にあったことは、1905年外国人法の後の時代の入国管理制度に引き継がれる政策上の争点であるとともに、研究上の論点ともなり得るだろう<sup>24</sup>。

## Abstract

In the history of British immigration policy, legislation of the Aliens Act 1905 was transformation from 'open door' to 'immigration restriction', and also forming of modern immigration control. On the other hand, the Act was evaluated ineffective. This article considers basic character and historical meaning of the Act. This article reveals the following points. (1) In provision of the Act, both immigration restriction and refugee asylum were institutionalized as one immigration control system. (2) There were inefficiencies of operation: limited target of actual control and inspection, vague definition of 'undesirable immigrant', and instruction of 'benefit of the doubt'. (3) Although Home Secretary of the Liberal government took positive attitude toward immigration restriction in the war, he took passive attitude toward immigration control in the peace. And they preferred social reform to immigration restriction.

Keywords: immigration control policy, immigration policy, alien, immigrant, refugee, liberalism

- 1 ダイシーは、「団体主義」を「関係者の自由な管理に放任してもよさそうな問題、またしばしば自由な管理に放任されている問題にさえ、国家が活動ないし干渉すれば利益を得られる、と国民大衆が信じる信念」であるとしている (Dicey (1914), pp. 258-259; ダイシー (1972), p. 260). そして、「団体主義」の立法として、「自由党社会改良」のなかで成立した1908年老齢年金法、1909年職業紹介所法、1911年国民保険法などの社会政策立法とともに、1905年外国人法を挙げた (Dicey (1914), pp. 493-494).
- 2 ダイシーは、1904年外国人法案について、「そのいくつかの条文は、コモン・ローの自然的個人主義と呼ばれる自由の尊重、外国人の人身の自由の尊重さえも、無視したことを示している」と論評している (Dicey (1914), pp. 298-299).
- 3 1905年外国人法については、近年では、文化史や法制史、さらにグローバル・ヒストリーの立場からの研究も存在している。D・グローバーは、当時の様々な文学テキストに依りながら、外国人という法的概念とユダヤ人のイメージが分かちがたく結びついていたことを明らかにしている (Glover (2012), pp.10-14, 72-79). また、A・バッシュフォードとC・ギルクリストは、イギリス帝国の植民地やアメリカ合衆国における移民立法が1905年外国人法の内容に与えた影響について検討しており、成立過程では植民地やアメリカ合衆国で実施されていた移民規制法から影響を受けていたことを指摘している (Bashford & Gilchrist (2012), pp. 410-411, 427-428).
- 4 小野塚知二は、19世紀末から20世紀初頭にかけての世紀転換期を、人間・社会観の変化を基底とした「古典的自由主義」から「介入的自由主義」への政策思想の変化として描き出し、国家・団体・社会における組織化、介入、誘導、規制、保護を肯定する政策思想が現れた時代として、「現代」の起点と見做している (小野塚 (2008), pp. 4-8).
- 5 1836年外国人登録法以前は、ナポレオン戦争の戦時下において1793年外国人法 (Aliens Act 1793; 33 Geo. III., c. 4) に基づいて入国規制と国外退去が行なわれていた (Bevan (1986), pp. 58-64).
- 6 国外退去の対象としては、犯罪者のなかでも特に外国人売春婦が焦点となっていた (Working of Aliens Act 1905, 1905-1906, HO45/10327/132181).
- 7 政治的・宗教的難民のほかにも「イギリスにおいて乗船券を有し、イギリスに6ヶ月以下の滞在后に直接そこから他国へ向けて乗船し、その国において入国を拒否されてそこからイギリスの港へ直接帰還したことを示す」者、「イギリスに出生し、その父親が英臣民 (British Subject) である者」についても、上陸許可は拒否されてはならないとされた。
- 8 「庇護権」は、1905年外国人法が制定されるまでは制定法ではなく慣習法によって伝統的に保護



- されており、1905年外国人法を以て制定法として明文化されたことになり、外国人の入国管理制度のなかに「難民」という分類が明示されたことになる。1905年外国人法については人種主義的な移民法であったという評価がある一方で、「庇護権」に関して条文に明記されたことは重要である (Bashford & McAdam (2014), p. 350).
- 9 1793年外国人法に基づいて、1793年に内務省の分局として外国人局 (Aliens Office) は設立された。当初、外国人の入国登録と国外退去に関する業務を担っており、その後、帰化に関する業務も加わった (Pellew (1982), pp. 142-155).
  - 10 入国管理港とされたのは、カーディフ港、ドーヴァー港、フォークストン港、グレインジマウス港、グリムズビー港、ハリッチ港、ハル港、リース港、リヴァプール港、ロンドン港 (クイーンズバラ港を含む)、ニューヘイヴン港、サウザンプトン港、タイン・ポーツ港 (ニューカスル、南北シールズを含む) であり、1909年にはプリマス港が追加された。それ以外の港は非入国管理港 (Non-Immigration Port) とされた。
  - 11 入国管理官は内務大臣によって承認された名簿から選抜され、特に「治安判事、商業、行政の経験」を有する者とされ、外国人の労働・住宅、救貧法についてより知識を有している必要があった。最初は、新規に募集されるよりも、それ以前から外国人の入国管理業務に従事していた関税官から選ばれることが多かった。
  - 12 1905年外国人法における「移民 (immigrant)」とは、現在の一般的な用語法と異なり、イギリスに上陸する意思を持つ外国人の三等船室旅客のことであった (Aliens Act 1905, s. 8-(1)).
  - 13 船代理人については1905年外国人法の条文および施行細則では、厳密に定義されていないが、船長および船主を除いて、船舶を管理する船会社の職員を意味するものと考えられる。
  - 14 船長は、所定の書式に基づき、入国管理官に対して、乗船している外国人旅客の人数を報告しなければならなかった。特に「移民」については、①氏名、②性別と年齢、③国籍、④同行する扶養者の氏名、年齢、性別、⑤直前の居住地の住所、⑥イギリスで居住を申請する場所、⑦職業、⑧生活手段を所有しているか否か、⑨自身と扶養者を相当に扶養する見通しがあるか否か、⑩犯罪者ではないか、⑪イギリスからの国外退去を命令されたことがないかを報告しなければならなかった (Regulations, pp. 20-27).
  - 15 「乗換旅客」とは、「一等船室旅客」ではない「他の目的地への前払い式の直通乗船券を所持する旅客」で、イギリス以外の目的地に向かうことが保証されている者を意味する。他方、「その他の外国人旅客」内に含まれる「イギリス以外の目的地に向かう者」とは、「イギリスから他の目的地へと行くために適当な期間内で手続のためだけにイギリスに上陸することを望む」者を意味する (Aliens Act 1905, s. 8-(1); Regulations, p. 32).
  - 16 多くの入国管理港では、外国人旅客は、入国審査や異議申立の手続きを行なうため、一時的に収容施設に滞在した。しかし、当時のロンドン港には、他の入国管理港のような収容施設が整備されていなかった。そこで、1911年には、収容施設を設置するか否かをめぐって部局委員会が設置された。その報告書では、収容施設が設置されていない現状では、入国管理官や衛生官が入国審査や衛生検査を行なう際に各船舶に乗り込むことになり、限られた時間のなかで十分に行なうことができていること、客船会社にとっては船舶が検査の終わるまで停泊していなければならなくなり不便が生じていること、移民にとってはどのような天候であろうとも検査を受けるために屋外の甲板に留まらなければならなくなっていることが指摘された (Establishment, I, pp. 5, 8-9).
  - 17 1905年外国人法の前後の時期について、連続的に外国人旅客の増減を把握することはできず、入国統計に基づいて1905年外国人法の実効性を評価することは難しい。19世紀末から20世紀初頭の外国人の入国統計については、『年次報告書』の他に、『外国人旅客報告 (Return of Alien Passengers brought to the United Kingdom from Ports in Europe or within the Mediterranean Sea)』と『出入国統計集 (Statistical Tables relating to Emigration and Immigration from and into the United Kingdom)』が存在している。しかし、これらの統計でも、①1890-1914年については旅客の国籍が区別されて

- ならず、外国人の国籍だけではなく英国国民であるか外国人であるかも区別されていない。②公式統計は各時期の立法に基づいて作成されているため、各値の項目が異なり、1905年外国人法以前と以後を直接接続することができない。③1890年以前はヨーロッパからの外国人旅客について統計が作成されていない。
- 18 「移民船」以外の「非移民船」に乗る外国人旅客は衛生検査を免除された。さらに、条件を満たし、内務大臣が特に指示すれば、「移民船」に乗る外国人旅客であっても衛生検査を免除される場合があった (Aliens Act 1905, s. 1-(4)). その条件とは、「(1) 船上で超過運賃を支払うことで二等船室の設備を利用する外国人旅客, (2) 鉄道では三等室で移動するが、取り決めによって船上では二等船室に収容される外国人旅客, (3) 衛生検査に従って留まる三等船室, 甲板, 三等船室の外国人旅客」であった (Regulations, pp. 34-35.).
- 19 議会において、チャーチルは、難民の件数を1906年に505件, 1907年に43件, 1908年に20件, 1909年に30件, 1910年に5件あったと答弁している (Landa (1911), p. 224).
- 20 当時、ゲールディングの私法案やヴィンセントの人頭税も提案されていた (Landa (1911), pp. 236-237).
- 21 策案された法案は、後に第一次世界大戦が勃発すると、戦時下で1914年外国人規制法 (Aliens Restriction Act 1914; 4&5 Geo. V., c. 12) として制定され、併せて1914-1918年外国人規制令 (Aliens Restriction Orders 1914-1918) によって具体的に補足された (齋藤 (2018), pp. 45-59). 戦時における安全保障の観点から、内務大臣の権限が「非常権限」として大幅に強化されることになり、「敵性外国人 (enemy aliens)」は、入国だけではなく、居住, 就業, 財産等についても厳しく制限された (齋藤 (2018), pp. 62-65).
- 22 当時、ビアトリス・ウェップは、苦汗労働の原因を外国人移民と見做す通説と対決し、「無秩序」な競争こそ真の原因であると主張していた。そして、苦汗労働問題に対する政策として「ナショナル・ミニマム」(国民的最低限)を提起した。「外国人問題」に対する政策としては、移民規制や人頭税ではなく、国家が賃金や労働条件を規制することで苦汗労働そのものを撲滅する方法を提案していたのである (齋藤 (2017), p. 20).
- 23 ウェップ夫妻も自由党も自由貿易論を主張していた。移民規制運動と保護貿易運動の同型性を踏まえると、政策路線は、保護貿易かつ移民規制と、自由貿易かつ入国開放 (社会改良) と分類でき、前者は対外的に障壁を設けて外から内を保護しようとするのに対し、後者は対内的な施策を通じて内から改良しようとするものである。特に前者は新たな事態に対して現状を維持しようとする点で、「保守主義」的であるとも言えるだろう。両者とも「国家介入」ではあるが、方法や方向において対照的である。小野塚は「介入的自由主義」を「組織化・介入・誘導・規制・保護を正当化し、またその事例に表現された思想である」としているが、個別の具体的な政策に基づいて検討することで、さらに「介入的自由主義」の諸類型を明らかにできるのではないだろうか (小野塚 (2008), p. 10).
- 24 1905年外国人法は、第一世界大戦を経て改正され、1919年外国人規制 (修正) 法が制定 (Aliens Restriction (Amendment) Act 1919; 9&10 Geo. V., c. 92) された。1919年外国人規制 (修正) 法は、1905年外国人法と1914年外国人規制法を合同したものであり、一連の1920年外国人令 (Aliens Order 1920) によって具体的に補足され、両大戦間期を通じて外国人の入国管理制度の基本法となった (Bevan (1986), pp. 73-75). 1919年外国人規制 (修正) 法の立法過程と施行過程については別稿を期したい。

## 使用史料

イギリス議会文書史料（公刊）

Report of the Royal Commission on Alien Immigration, Vol. I. the Report, Cd. 1741, 1903.

Regulations, &c., made by the Secretary of State for the Home Department with regard to the Administration of the Aliens Act, 1905, Cd. 2879, 1906.

Report of the Departmental Committee appointed to advise the Secretary of State as to the establishment of a receiving house for alien immigrants at the port of London. Vol. I. Report and appendix, Cd. 5575, 1911.

Annual Reports of H. M. Inspector under the Aliens Act, Cd. 3473, Cd. 4102, Cd. 4683, Cd. 5261, Cd. 5789, Cd. 6169, Cd. 6841, Cd. 7345, 1907-1914.

国立公文書館所蔵史料（未公刊）

Home Office Registered Papers, HO45, 1905-1914.

## 参考文献

Bashford, A. & Gilchrist, C. (2012), 'The Colonial History of the 1905 Aliens Act', *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 40, no. 3.

Bashford, A. & McAdam, J. (2014), 'The Right to Asylum: Britain's 1905 Aliens Act and the Evolution of Refugee Law', *Law and History Review*, vol. 32, no. 2.

Bevan, V. (1986), *The Development of British Immigration Law*, London: Croom Helm.

Churchill, R. S. (1969), *Winston S. Churchill, vol. 2: Young Statesman 1901-1914*, London: Heinemann.

Dicey, A. V. (1906), 'An Observer: The Aliens Act', *The Nation*, vol. 81, no. 140.

Dicey, A. V. (1914), *Lectures on the Relation between Law and Public Opinion in England during the Nineteenth Century*, second edition, London: Macmillan. (A・V・ダイシー（清水金二郎（訳））（1972）『法律と世論』法律文化社。）

Dummett, A. & Nicol, A. (1990), *Subjects, Citizens, Aliens and Others: Nationality and Immigration Law*, London: Weidenfeld and Nicolson.

Evans-Gordon, W. E. (1906), 'The Attack on the Aliens Act', *National Review*, vol. 48, no. 285.

Evans-Gordon, W. E. (1911), 'The Stranger within Our Gates', *Nineteenth Century and After*, vol. 44, no. 408.

Feldman, D. (1994), *Englishmen and Jews: Social Relations and Political Culture, 1840-1914*, Yale University Press.

Gainer, B. (1972), *The Alien Invasion: The Origins of the Aliens Act of 1905*, London: Heinemann Educational.

Garrard, J. A. (1971), *The English and Immigration 1880-1910*, Oxford University Press.

Gartner, L. P. (1960), *The Jewish Immigrant in England 1870-1914*, London and Portland: Vallentine Mitchell.

Glover, D. (2012), *Literature, Immigration, and Diaspora in Fin-de-Sicle England: A Cultural History of the 1905 Aliens Act*, Cambridge University Press.

Landa, M. J. (1911), *The Alien Problem and its Remedy*, London: P. S. King and Son.

Pellew, J. (1982), *The Home Office 1848-1914: from clerks to bureaucrats*, London: Heinemann Educational.

Pellew, J. (1989), "The Home Office and the Aliens Act, 1905", *The Historical Journal*, vol. 32, no. 2.



- Roche, T. W. E. (1969), *The Key in the Lock: Immigration Control in England from 1066 to the Present Day*, London: John Murray.
- Sibley, N. W. & Elias, A. (1906), *The Aliens Act and the Right of Asylum*, London: William Clowes and Sons.
- Troup, E. (1926), *The Home Office*, London: Putnam's Son, second edition.
- Vincenzi, C. (1985), "The Aliens Act of 1905", *Journal of Ethnic and Migration Studies*, vol. 12, no. 2.
- Wray, H. (2006), "The Aliens Act and Immigration Dilemma", *Journal of Law and Society*, vol. 33, no. 2.
- 小野塚知二 (2009) 「介入的自由主義の時代：自由と公共性の共存・相克をめぐって」 同 (編著) 『自由と公共性：介入的自由主義とその思想的起点』 日本経済評論社, 2009年.
- 齋藤翔太郎 (2013) 「19世紀末から20世紀初頭にかけてのイギリスにおける『外国人問題』の発生：1905年外国人法の前提として」 『社会経済史学』 79巻 2号.
- 齋藤翔太郎 (2017) 「19世紀末から20世紀初頭にかけてのイギリスにおける東欧移民の苦汗労働：ビートルズ・ウェブの研究を手掛かりにして」 『経済学研究』 59巻.
- 齋藤翔太郎 (2018) 「第一次世界大戦期のイギリスにおける入国管理制度の展開：1914年外国人規制法および1914-1918年外国人規制令を中心として」 『経済研究』 32巻 3号.

※本研究は、JSPS 科研費18K12822の助成を受けたものである。本稿の内容は、著者の博士論文の一部を基にしているが、その後の研究成果を踏まえ、大幅な加筆修正を施している。

[兵庫県立大学国際商経学部講師]